

第1章

マニュアルの趣旨と構成

1 マニュアルの趣旨

現在、横浜市では学生や地域の方によるボランティアやアシスタントティーチャーのサポート等、学校・学級全体への様々な支援が行われています。生活面に関しては、平成14年度より学校生活支援事業に取り組んできています。学習面に関しては、文部科学省の特別支援教育支援員の考え方に基づき、学習支援の内容や学習支援員の配置システム等を研究する「学習支援研究・開発事業」を立ち上げ、平成22年・23年度の2カ年計画で進めてきました。このマニュアルは、研究の成果である学習支援を行う際の配慮点や具体的な支援方法をまとめたものです。各学校において、児童生徒一人ひとりが充実した学校生活を送れるように、学習面の支援が、より適切なものとなるようにご活用ください。

第1章では、学習支援をしている人すべてを「学習支援者」として記しました。また、第2章では、学習支援に関する研修を受けた人を「学習支援員」として記しました。

2 特別な支援が必要な児童生徒への学習支援

(1) 学習支援に向けた体制整備

平成19年4月に文部科学省から『特別支援教育の推進』が通知されました。また、平成19年6月には、『「特別支援教育支援員」を活用するために』という冊子が発行され、各自治体では生活面や学習面への支援の充実に向けた取組が進められています。

横浜市では、平成22年度から5カ年計画で全小学校に、児童指導と特別支援教育コーディネーターの役割を兼ねた『児童支援専任』教諭を配置しています。特別支援教育コーディネーターは、保護者や担任、その他の支援者をつなぎ、特別な支援が必要な児童生徒へ適切な学習支援が行われるようにしています。